

第6号様式(第19条関係)

事業者排出量削減報告書

| | |
|---|--|
| (宛先) 京都府知事 | 平成24年7月31日 |
| 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都中央区京橋1丁目5番8号 | 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 日本冶金工業株式会社 代表取締役社長 杉森 一太 電話 03-3272-1511 |

| | | | | | | |
|---|--|--|-------------|------------|------------|---------------|
| 主たる業種 | フェロアロイ製造業 | | | | | 細分類番号 2 2 1 3 |
| 事業者の区分 | <input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第4号 | | | | | |
| 計画期間 | 平成23年4月から平成26年3月まで | | | | | |
| 基本方針 | IS014001に基づく環境マネジメントシステム運用により、エネルギー及び温室効果ガスの排出抑制に努める。 | | | | | |
| 計画を推進するための体制 | IS014001運用による環境推進委員会を開催して進捗を管理する。 | | | | | |
| 温室効果ガスの排出の量 | 温室効果ガスの排出の量 | 基準年度(22)年度 | 第1年度(23)年度 | 第2年度(24)年度 | 第3年度(25)年度 | 増減率 |
| | 事業活動に伴う排出の量 | 160,115.3トン | 169,208.3トン | トン | トン | 5.7 パーセント |
| 原単位当たりの温室効果ガス排出量等 | 評価の対象となる排出の量 | 160,115.3トン | 169,208.3トン | トン | トン | 5.7 パーセント |
| | 実績に対する自己評価 | ・鉱石品位が低下したにもかかわらず基準年度より生産増となり排出量は増加してしまった。 | | | | |
| | 事業の用に供する建物の用途 | 原単位の指標 | 基準年度(22)年度 | 第1年度(23)年度 | 第2年度(24)年度 | 第3年度(25)年度 |
| 工場 | 事業活動に伴う排出の量(フェロニッケル生産量) | 3.32 | 3.29 | | | -0.90 パーセント |
| 実績に対する自己評価 | ・鉱石品位が低下したにもかかわらず低温操業等の操業努力により原単位は低下させることができた。 | | | | | |
| 具体的な取組及び措置の内容 | 重点的に実施する取組の実施状況 | 基準年度(22)年度 | 第1年度(23)年度 | 第2年度(24)年度 | 第3年度(25)年度 | 備考 |
| | (23)年度 | 58.0 パント | 70.0 パント | パント | パント | |
| | (24)年度 | | | | | |
| (25)年度 | | | | | | |
| 通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置 | 措置の内容 | 特に無し。 | | | | |
| 森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量 | 上記の措置を実施した結果に対する自己評価 | 地域公共交通機関が整っていないため。 | | | | |
| | 区分 | 第1年度(23)年度 | 第2年度(24)年度 | 第3年度(25)年度 | 備考 | |
| | 森林の保全及び整備によるもの | 0.0トン | 0.0トン | 0.0トン | | |
| | 府内産の木材の利用によるもの | 0.0トン | 0.0トン | 0.0トン | | |
| | 再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの | 0.0トン | 0.0トン | 0.0トン | | |
| | グリーン電力証書等の購入によるもの | 0.0トン | 0.0トン | 0.0トン | | |
| | 温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの | 0.0トン | 0.0トン | 0.0トン | | |
| 合計 | 0.0トン | 0.0トン | 0.0トン | | | |
| 地球温暖化対策に資する社会貢献活動 | 1. 太陽光発電設備導入による電力削減と地域住民との勉強会により地域全体で温暖化防止に努める。 2. 工場敷地内の緑化推進及びその保全により温暖化防止に努める。 3. リサイクル資源を積極活用し、バージンエネルギー及びCO ₂ の削減に努める。 4. 京都府地球温暖化防止活動推進員の選出。京都府省エネアドバイザー派遣事業への協力。 | | | | | |
| 特記事項 | - 平成20年-平成21年は景気低迷の影響で減産していたため基準年度を平成22年とした。 - 当社製錬方法による温室効果ガス削減は非常に困難であるが、製品に対するエネルギーおよびCO ₂ 原単位の改善に努める。 | | | | | |

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

注3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

注4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。